伊勢原市農業委員会非農地判断実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき、再生利用が困難な農地に係る農地に該当するか否かの判断(以下「非農地判断」という。)を伊勢原市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が円滑に実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において「再生利用が困難な農地」とは、農地として利用するには一定 水準以上の物理的条件整備が必要な土地であり、農業的利用を図るための条件整備が計 画されていない土地であって、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
  - (2) 前号以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として 復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 (判断の実施)
- 第3条 農業委員会は、農業委員会の総会又は部会の議決により非農地判断を行うものとする。
- 2 農業委員会は、非農地判断を実施するときは、当該判断の対象となる土地が市街化区域内にある場合を除き、農業委員1名及び農業委員又は農地利用最適化推進委員2名以上の計3名以上で現地調査を行うものとする。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第30条の規定に基づく利用状況調査において当該判断の対象となる土地を農業委員又は農地利用最適化推進委員が既に調査している場合にあっては、調査した委員の人数を現地調査を行った人数に含めることができるものとする。
- 3 農業委員会は、土地の一部のみが再生利用が困難であるものについては、非農地判断を実施しない。ただし、一筆のうち残りすべての部分について、農地法第4条又は第5条の規定に基づく神奈川県知事の許可等を受けている場合については、この限りでない。

(非農地通知)

- 第4条 農業委員会会長は、前条第1項の規定に基づき再生利用が困難な農地と判断されたものについて、農地法第52条の2の規定に基づき作成された農地台帳に登載されたその土地の所有者に対し、非農地通知書(第1号様式)により通知するものとする。 (証明)
- 第5条 前条に規定する通知が行われた土地について、その土地の所有者は、農地に該当 しない旨の判断(非農地通知)に係る証明願(第2号様式)を農業委員会会長に提出し、 農地に該当しない旨の判断がされたことの証明を受けることができる。
- 2 前項の証明に係る手数料は、伊勢原市手数料条例(昭和51年伊勢原市条例第8号) 別表第1第13項に定める額とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則(令和4年1月27日伊勢原市農業委員会告示第2号) この告示は、公表の日から施行する。

第 号年 月 日

#### 非農地通知書

## 伊勢原市農業委員会会長

あなたの所有する次の土地につきまして、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の 判断をいたしましたので、お知らせします。

なお、当委員会は、今後、農地法第52条の2第1項の規定に基づき作成した農地台帳を整理するとともに、関係機関に対し、同内容について、通知することを申し添えます。

土地の所在、地番	登記地目	面積(m²)

## 第2号様式(第5条関係)

# 農地に該当しない旨の判断(非農地通知)に係る証明願

伊勢原市農業委員会会長 殿

(出願者) 住所

氏名

下記の土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の判断がされたことを 証明願います。

#### 1 土地の所在等

土地の所在、地番	登記地目	面積(㎡)

2 農地に該当しない旨の判断に係る通知(非農地通知)があった日

年 月 日

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長